

関西労災職業病 4月号

(通巻第195号)

関西労働者安全センター 1991.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕 郵便振替口座 大阪6-315742 **100円**

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

●第11回関西労働者安全センター総会開催	1
●【特別報告】外国人労働者の労災白書をまとめて	3
●「外国人労働者の労災白書」(全国安全センター編)紹介	5
●フィリピン人女性研修生の労組結成①	6
●診療所をつくろう①	8
●大分じん肺肺がん訴訟全面勝訴!	9
●アスベスト使用状況アンケート結果まとまる	11
●前線から(ニュース)	13
●ケイワン対策に改良型ボールペン	16
●土帰月来型通勤、赴任途上災害で新通達	17

関西労働者安全センター 第11回総会を開かれる

◇◇◇◇

全国・各地との連携／自主対応型安全衛生／労災補償、職業病対策とその政策的前進／新医療拠点／会員拡大

関西労働者安全センターは、三月二三日に第十一回総会を開催し、一九九一年度の活動方針（本誌三月号）などを決定した。

一九九〇年度の活動総括では、全国センターの設立とその後の活動や、労災職業病認定問題の取り組みなどを始めとして、一年間の運動をふり返った。労災職業病認定問題については、現在の運営協議会体制をとった十年前の設立総会以前から、多くの労災認定闘争を進め成果を上げてきたが、特に脳・心臓疾患の業務上外認定については、労働省が八七年

に改訂した新認定基準以来、その争点がより明確なものになりつつある。出稼ぎ脳卒中労災認定の柴田訴訟は昨年大阪高裁で勝訴し判決が確定

したが、裁判の中でも大阪労働基準局の労災医員が、医学的判断よりも専ら予断に頼った推論によって誤った判断を行い、それによって業務外決定を導き出していたことが明らかになった。九〇年度のセンターの関わった補償請求においても、そうした労災医員の存在が、一つの大きな問題になっており、今後の取り組みの課題と言えよう。

こうした問題についても、全国的な横のつながりを持った取り組みとして展開する最初の年となったと言えよう。

労災職業病を防止する活動としては、地域、職場での学習会などの他、各労働組合の安全パトロールなどへの協力を行い、アスベストやVDT

などの専門部会活動、さらに九〇年度には夜勤・交替制勤務についても部会を設置している。ただ、職場での積極的な安全衛生活動についてはいま一つ進展がなかったが、自主対



応型の安全衛生運動が提案されており、今後のテーマとなっている。

アクティブな センター活動の 展開へ

九一年度の方針の中で新たな取り組みとしては、①全国センター運動

を強化し、特に関西、中国地域のセンター運動の強化に焦点をあわせる、

②自主対応型Ⅱ参加型の安全衛生運

動を推進する、③労災補償対策、特

に過労死、じん肺などについて全国

的な連携のもとに新たな取り組みを

進める、④建設、土木などの都市に

おける振動病やじん肺などの掘り起

こし活動を進める、などが上げられ

る。また、これまで大阪市の東南地

域では労災職業病問題で恒常的な取

り組みを進めてきたが、今年度は新

たな拠点医療機関の設立を目指して

活動を推進することを決定した。

方針決定後、新役員を選出し、一

通りの議事を終了したが、その後、

全国センターの古谷杉郎事務局長か

ら「外国人労働者の労災問題」と題

した特別報告を受けた。総会は、会

員団体・個人約八〇人の出席で盛会

のうちに終了したが、関西労働者安

全センターのもつ今年度の課題の重

大さに、役員、専従ともに身の引き

締まる思いであった。会員、読者の

皆さんのセンター活動への協力をお

願いたい。

関西労働者安全センター運営協議会役員(一九九一年度)

◆議長 新井孝和(紀和病院院長)

◆副議長 熊野智(大阪市職労港湾局支部)、東啓次郎(全港西大阪支部)、福田勉(金属機械港合同)、

馬場徳夫(全港湾関西地本)、金銅正夫(森林労連全林野大阪地本)、榎本祥文(労働者住民医療機関連絡会議)

◆委員 伊東儀澄(大阪市職労港湾局支部)、西岡義明(金属機械マコトロイ工業支部)、冠木克彦(大阪地評

弁護団)、岡田昭三(大阪市従港湾支部)、市橋利晃(金属機械港合同)、竹田保(大阪地域合同労組)、

原田憲治(全港湾建設支部)、松久寛(京大安全セン

ター・京大工学部助教)、村上茂(摂津市職)、

吉益茂行(金属機械ニッコー金属工業支部)、丸岡孝敏(大阪府被災労働者同盟)

◆事務局長 西野方庸(常任)

◆事務局次長 市川正夫(全港湾大阪支部)、大成功一(労災職業病研究会)、小林薫(全石油ゼネラル石油労

組堺支部)、谷口勝則(大阪労金労組)、山中真清(金

属機械オースマ支部)、青木英仁(医療法人南労会)、

中地 重晴(南労会労組)、片岡 明彦(常任・会計)

◆事務局員 池野竹雄(此花労働者センター)、

岩田賢司(常任)

◆会計監査 中川照久(大阪労金労組)、西村均(全港

湾大阪港支部)

◆顧問 山本剛夫(京都大学名誉教授)、上田卓三(衆議院議員)、細谷昭雄(参議院議員・全国出稼組合連合会会長)、牧内正哉(社会党大阪府本部書記長)、山本敬一(全港湾関西地本顧問)

外国人労働者の労災白書をまとめて

古谷 杉郎〔全国労働安全衛生センター連絡会議事務局長〕

（当センター第11回総会での講演を事務局の責任でまとめたものです）

全国労働安全衛生センター連絡会議（全国安全センター）は、外国人労働者の支援組織と協力して「外国人労働者労災白書」を編集、二月に発表した。これは大きな反響を呼び、官庁、保険会社、外国人労働者の多いと言われる群馬、新潟、愛知の商工会議所からの問い合わせが百件以上寄せられ、今もなお問い合わせが続いている。

急増する外国人労働者の労災事故

横浜の寄場・寿町でも外国人労働者が急増しており、彼らを支援するため「寿・外国人労働者と連帯する会（カラバオの会）」が結成され、支援活動を行っている。相談内容は

賃金未払いに次いで労災問題が多い。外国人労働者が労災に被災した場合どうするかというと、まず寿診療所に受診する。これは初診を無料でやってくれる。

継続治療が必要な場合は、港町診療所（神奈川県労働職業病センターの連携医療機関）、入院が必要な場合は市内の病院に依頼するようにしている。

三月十一日の労働省との話し合いで労働省が発表した資料によると、過去三年間の外国人労働者に労災保険の適用された事例数は二百件あった。しかしこの数字は、外国人労働者の間に労災が多発している現実を反映していない。

労働省の統計によれば、ある一年

間の群馬県での外国人労働者の労災事故は十一件となっている。ところが、同県の一監督署にすぎない太田労基署の署長は、同じ年に十四件あったと報告している。二百件という労働省の発表した数字は、実際に労災保険給付されているもののうちのそのまた一部にしかすぎない。

交渉の場で労働省側は、「不法就労が増大するから、労災も増加する」「合法労働者しか保護の対象にならない」といった見解を述べた。しかし実態はその逆である。たとえば、日本人であればプレス機械の安全装置を取り外しているのを知っていて注意して作業するが、外国人労働者はそれを知らないため、労災に被災するのである。日本語が理解できない

いたために作業手順や注意すべきことが分からず被災することもある。労基法第十五条には労働条件の明示が謳たわれている。外国人を雇用するなら、事業主は本人に分かるように本人の母国語で提示すべきである。それがなければ労基法違反である。事業主の責任に言及せず、「不法だから労災も増える」という労働者の認識は、彼らの外国人労働者に対する差別に根をもつ転倒した認識である。こうした差別意識は、外国人労働者を雇用する事業者も持っている。労基法には「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として（中略）労働条件について、差別的取扱いをしてはならない」とある。この精神のっとり、労災補償を含む外国人労働者に対する差別待遇を許さない運動を目指すべきである。

救済の門戸こじ開ける運動を

外国人被災者に対する最近の労働省の対応について述べる。

まず、労災保険の手続きが以前に比べて容易になったということがある。監督署の担当官には「不法就労」の事実があれば入管局に通報することが義務づけられており、以前は全て通報していた。しかし最近は、通報を差し控えるケースも増えてきている。

しかし、一方で「通報義務」を定めた通達は撤回されていない。労災に被災しても、労災事故で明らかになった労基法違反が悪質であればあるほど、入管局に通報するという矛盾した実情がある。

神奈川労災職業病センターでの支援活動を通じて、たとえば、療養途中で帰国しても療養休業補償を受給できるなどの成果を上げてきた。そ

うした成果を踏まえ三月十一日の交渉で労働省から次のような約束を取りつけた。

(一) 日本語の労災補償制度の紹介文を作成すること。

(二) これまで監督署がなかば強制的に求めてきた労災申請時のパスポートの提示を今後強要しない。

(三) 日本語の労災申請の用紙に外国語で記入しても受理する。

また、これは、確約させるにはいならなかったが、「症状固定」治療となり障害が確定するまで在留延長できるように、制度を整備するよう要望した。

外国人労働者は、日本での在留資格、治療してくれる医療機関、母国との関係など、いったん労災に被災するや多くの困難に突き当たると。労働省は、上に述べた差別的な見解しか持っておらず、労災に被災した外国人労働者の権利と生活を守るといふ視点を欠落させている。日常的な

相談・支援活動と世論を喚起する運動との有機的な関係を図り、労働省

に外国人労働者政策の転換を迫っていききたい。(了)

「外国人労働者の労災白書」まとめまる

■実態と現状分析 ■ぜひ活用を

全国労働安全衛生センター連絡会議(全国安全センター)では、L A F L R (外国人労働者弁護団)など首都圏の外国人労働者支援組織と協力して、『外国人労働者労災白書』をまとめた。

『白書』は、アンケート調査によって集約した四二件の労災事例を紹介し、分析を加えている。

『関西労災職業病』一九二号のインタビューで丹羽弁護士は外国人労働者の男性化が進んでいると指摘していたが、『白書』の四二例中四一例がプレス工など製造業に従事する男性労働者によって占められている。国籍別で見ると、バングラデシュ、パキスタン、スリランカなど、十二

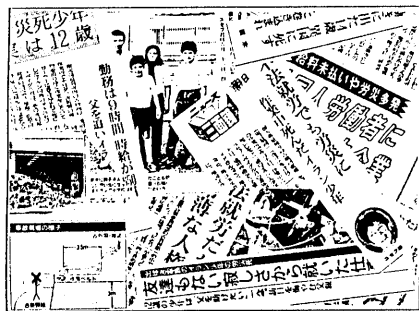
か国に及び、多国籍化が着実に進行している現状がうかがえる。

詳しい分析や提言は『白書』を読んでいたくとして、具体的な事例を紹介したい。

スリランカからやってきた二五才の男性労働者。九〇年七月、埼玉の自動車部品会社でプレス加工中機械の操作を誤り、左手中指・薬指・小指を全て切断、人差指も第一関節より切断。同僚と話をしながら作業中に機械のスイッチを誤って連続作動に入れてしまい事故にあったもの。経営者が切替えスイッチのキーを差し込んだままにしてい

たことも原因の一つである。

支援組織との交渉で、治療費・休業補償費とも会社側が全額支払うこととなったが、現在多数の外国人労働者を雇用しているため、入管局の摘発を逃れるため、全て自費で支払いたいとの申し出がある。



■総特集 外国人労働者の労災白書

- 新入管法後多発する在留資格関係のトラブル 外国人労働者弁護団事務局長 鬼束忠則 3
- 厚生省が生活保護の特例措置を見直し 女性の家・HELPディレクター 松田瑞穂 4
- 【データ】保険給付に関する審査請求・訴訟状況 41

フィリピン人女性研修生の

労組結成①

・労働者保護はばむ入管行政・

ユニオンひごろ

外国人労働者の「研修生制度」と

いうのを御存知だろうか。周知のように現在の入管体制は、単純労働を目的とした外国人の入国を認めていない。しかし技術者の「研修」という名目なら半年から一年の滞在が可能である。そのために労働ビザや就学ビザとは別枠で、「研修ビザ」という制度がある。

この研修制度は本来、発展途上国への技術移転（技能者養成）を目的としているが、実際には日本企業の恒常的な人手不足の解消策として、安価な労働力の調達先のような面もある。

サロンパスワーカー

さて、九〇年の二月三日にフィリピンから来日した女性研修生二十七人が、真冬の大阪空港に到着した。この研修生受入れ会社は（仮にA社としよう）情報処理企業で、研修生

たちの業務はコンピュータの端末操作だった。しかし「研修」という名目とは裏腹に、日本に来たその日から連日9時すぎまで残業が続き、2月、3月は日曜日もすべて出勤させられた。その上、時間外・休日手当は一切払われなかった。

ちなみにこのA社は研修生に手当として月額6万3千円を払っていた。最低賃金を大きく下回る額だが、これは労働省の指針に基づいた金額なのだ。なぜなら政府は外国人研修生を労働者とはみなしておらず、労働法は適用外としているのだ。

連日の長時間「研修」のため、研修生たちは疲れ、手首、ひじ、肩などに痛み・しびれが起きる者が続出した。それに対して会社はサロンパスなどを支給するのみだった。体にたくさん湿布薬を貼った研修生たちは、「これじゃサロンパスワーカー」とあきれながら笑ったという。

教会をつうじた出会い

4月に入って日曜日が月2回休みになると、研修生たちはカトリック教会に通った。そこで彼女たちはフィリピン人神父のラギダオ氏に出会い、現在の過酷な状況を訴えた。そ

ここで労組や市民団体のメンバーと相談が持たれた。

研修生たちの希望は、長時間、休日出勤をやめる、時間外手当の支払腕・肩の痛みなどの問題で、労働組合を作って会社と交渉したいということだった。

このA社での研修の実情は、研修カリキュラム中三分の一あるはずの座学講話がほとんどなく、研修業務も日本の一般の顧客のデータ処理であることなどから、現実には「労働」であると考えられる。研修生本人の意識もそうだ。しかしその実情が入管当局に知られると、会社も処罰されるが、研修生も本国送還になる。労組を作って公然化した場合、この危険性もある。

そこで研修生のみで会社に条件改善を申し入れ、四月、五月にミーティングが行われた。しかし結果は1ストロークで二銭二厘ほどの出来高で残業手当を支払うといった程度だ

た。また業務上の健康障害の方は、七月に松浦診療所で頸肩腕障害の初期症状の診断書が出され、会社に提出するが、会社は他の病院に研修生を連れていくだけだった。

分△△結果結成!

休日なし、12時間労働…

やっと残業手当など

9人研修生の女性比の会社処理情報

無権利、脱出



研修生にもつての権利をめぐって、と訴えるフリン人研修生入

「労働者の権利をめぐって」大阪市内の研修生らに研修生として扱われず、日土時間外労働させられたフリン人女性入分労働組合結成 会社側と交渉を拒む連署書を送るも、労働条件の改善を断った。外国人研修生の組合結成は全国で初めて。

九人はそれぞれリビ 本へは帰国し、研修生として扱われず、日土時間外労働させられたフリン人女性入分労働組合結成 会社側と交渉を拒む連署書を送るも、労働条件の改善を断った。外国人研修生の組合結成は全国で初めて。

研修生らは、日本では多くの外国人が研修生という前の保障もない立場で連署書を出している。その外国人の弱い立場を初めるのはやめて欲しいと訴えた。日本の外国人研修生の労働組合結成は初めて。研修生を受容してきたフリン社に入社した。会社は「現在、研修生は労働法上の労働者として扱われていない。研修生は労働法上の労働者として扱われていない。研修生は労働法上の労働者として扱われていない。研修生は労働法上の労働者として扱われていない。」

【毎日新聞 91/2/22】

拒否してきた。

一方、当初は二〇名近くの研修生が、条件向上のための会合に集まったが、若干の残業手当の支給、日本での生活の慣れなどから、だんだんと減っていき、いつしか二人にまでなっていた。

しかし組合づくりというのは何が

起きるかわからない。会社と支援団

体との交渉が不発に終わった直後の十月二一日、教会のミサのあと六人の研修生が組合づくりに参加したいと申し出てきた。これが最後のチャンス！とばかりに十月二四日に玉造教会でユニオンひごろの分会として分会結成大会を開催した。

さらに時間外手当の支給、パスポートの返却などの要求書を探択し、

分会役員を選出した。そして十月二十九日に会社へ分会結成通知と要求書を提出し、組合つぶしなどの不当労働行為をしないように申し入れた。

(つづく)

診療所を作ろうや回 設立に向け、いよいよ始動！

を生野に求めること
とで固まりつつあります。生野は、安全センターとともに
もに労災職業病運

くことから始めています。

安全センターとユニオンとうな
は昨年から東南地域に、労働者と住
民の健康を守る診療所の設立に向け
て議論を重ねてきました。いわば、

安全センターの労災職業病、安全衛
生活動と職場だけでなく生活の場
根ざすトータルユニオンを指すユ
ニオンとうなんの共同の事業です。

これまでの論議の中で、設立場所

動を進めてきた民間、官公労の労組

の多い地域。新たな診療所は、東南
地域での未組織労働者を含めた労働
者の健康を守る運動の新たな展開の
基点、力を注いでいくつもりです。

現在の活動は調査活動。活動内容
を具体的に構想するには、もっと地
域を知ろうということ、地域で活
動しているいろんな方からお話を聞

の姿でした。本当に胸の詰まるよう
なお話でした。こうしたお話を糧と
して、この新しい診療所のイメージ
を作り上げていきたいと思えます。

次回にはスタッフの紹介ができる
のではと思っています。この試みに
多くの方が関心と共感を寄せてくだ
さることを期待します。

大分じん肺肺がん訴訟、原告全面勝訴！

札幌、松山につぎ司法の『断』。被災者の早期救済、認定基準の即時改訂を。

三月十九日大分地裁で、じん肺と肺がんの因果関係が争われていた裁判で、原告の遺族側全面勝訴の判決が言い渡された。

この裁判は、じん肺で療養していた被災者が、肺がんで死亡したことから、その遺族が労基署に対し労災遺族補償などを請求したところ、労基署は、不支給決定を下し、審査、再審査においても棄却決定を受け、裁判所に不支給処分を取り消しを求めたものである。したがって、この裁判の口頭弁論は、じん肺と肺がんの関係についての医学論争に、ほぼ費やされることとなった。裁判は、大分協和病院の山本真医師が証言台に立つなど大分県労働安全衛生センター等の支援を受けて闘われてきた。

判決は、まず、じん肺と肺がんの因果関係について、医学的に完全に解明されていなくとも、じん肺患者の肺がん発生率が一般人に対し四倍ないし六倍も高く、密接な相関関係が認められることなどから、相当因果関係が成立するとしている。また、労基署側が主張した喫煙と肺がんとの関係については、喫煙は肺がん発生の危険を算術的に高めるにすぎず、じん肺による危険を超過したとまでは認められないとした。

根拠のない

労働省自通達

さて、じん肺に被災した人は、他の人に較べて肺がんになりやすいと

いうことは、かなり以前から明らかにされているが、それが労災補償の対象になるかどうかについて、労働省労働基準局は通達（左記参照）で基準を定めている。その内容をひとこと言えば、「じん肺管理区分四の人が肺がんになれば業務上とするが、それ以外はだめ」ということだ。そして、今回の裁判における被災者は管理区分3のイであった。

しかし、この通達の前提となった労働省の「専門家会議」の報告は、「因果関係について何らかの関連性があることが強く示唆される」ことを指摘し、臨床医の聴き取り調査から、じん肺があると肺がんの早期発見に不利であること、じん肺が肺がん治療の支障となることなどを明ら

かにしているものであり、決して最重症の管理四ならば補償すべきという内容ではない。報告の結論は「じん肺に合併した肺がん罹病者の病態と予後に関わる実態が十分に考慮され、補償行政上すみやかに何らかの実効ある保護政策がとられることが望ましい」と提言しているのである。ところが、労働省は通達を発するにあたって、なぜか管理四のみに限定することにしてしまったのである。

早期の 通達改正を

今回の大分地裁判決は、この労働省の通達について、管理二や三と管理四で肺がんとの因果関係に差を認めることはできず、また管理区分の決定も相対的なものであって、四とそれ以外に峻別して、後者にのみ厳格な立証を要求するのは必ずしも相当ではない、とした。さらに、この

ケースについて、じん肺合併肺結核のため肺がんの診断が遅れたのだから、業務起因性を推定する扱いの方が通達の目的、趣旨に合致するとま

で言っているのである。この判決以前にも、八二年の札幌地裁、昨年の松山地裁で今回とほとんど同趣旨の、労働省通達にある基準の根拠のなさを指摘する判決が出されている。つまり、この問題については少なくとも裁判では、労働省は全て負けたことになる。裁判の内容から言っても管理区分二や三の人が肺がん罹ったばあい、提訴にさえ持ち込めば労災補償が受けられることになろう。

労働省は今回の判決を受けて、早期に通達を実態と医学的常識に見合ったもの改訂する必要がある。

じん肺症患者に発生した肺がんの補償上の取り扱いについて

(基発第六〇八号 昭和五三・一一・二)

じん肺法によるじん肺管理区分が管理四と決定された者が、じん肺症(じん肺のうち療養を要するものをいう。)により肺機能の著しい低下を来して心不全、肺性心等の疾患により死亡したときは、当該死亡はじん肺症に起因するものとして業務上の扱いを行ってきたところであるが、じん肺症患者(石綿肺に罹っている者を除く。以下同じ。)に発生した肺がんについては、かねてより本省に「じん肺と肺がんとの関係に関する専門家会議」を設けて検討を行ってきたところ、同専門家会議から、わが国ではじん肺症に肺がんの合併する頻度が一般人口における場合よりも高いこと並びに進展したじん肺症の病態によっては肺がんの早期診断が困難となること、治療の適用範囲が狭められること及び予後に悪影響を及ぼすこと等の医学的見解を骨子とする検討結果報告書が提出されたので、これに基づき、じん肺症患者に発生した肺がんについては、今後、下記により補償上の取扱いを行うこととしたので事務処理に遺漏のないようになされたい。

記
じん肺法によるじん肺管理区分が管理四と決定された者であって、現に療養中の者に発生した原発性の肺がんについては、労働基準法施行規則別表第一の二第九号に該当する疾病として取り扱うこと。

なお、現に決定を受けているじん肺管理区分が管理四でない場合又はじん肺管理区分の決定が行われていない場合において、当該労働者が死亡し、又は重篤な疾病に罹っている等のためじん肺法第十五条第一項の規定に基づく随時申請を行うことが不可能又は困難であると認められるときは、地方じん肺審査医に対しじん肺の進展度及び病態に関する総合的な判断を求め、その結果に基づきじん肺管理区分が管理四相当と認められるものについては、これに合併した原発性の肺がんは上記と同様に取り扱い差支えない。

アンケート●アスベスト建材の使用状況◇◇◇◇◇

代替品への転換に取り組む企業も

使用禁止に向けた行政の指導・規制強化を

アスベスト対策大阪ネットワーク

空前の建設ブームの中

使用量 増加に反転

学校の吹き付けアスベスト問題が

一段落した現在、アスベスト問題は忘れ去られた感がある。しかし一方で、八二年には二二万トンまで減少していたアスベストの輸入量も、昨今の建設ブームとともに増加の一途をたどり、八八年には三二万トンにまで達している。

このような流れの中で建設会社、特に設計部門がアスベスト建材の使用をどのように考えているのかは、注目されよう。大阪アスベスト対策ネットワークではこの点に関するアンケート調査を行った。

アンケート用紙を送付した先は、

大阪府内の建設会社の設計部門および設計会社。計二六〇社である。そのうち有効回答のあったのは二五社とすくなかったが・・・

半数がアスベスト建材を

使用しない方針を採用

「アスベスト建材の使用を控えるように配慮しているか」という質問に対して十九社が「配慮している」と答え、その理由として「作業者の健康のため（十七社）」「周辺住民の健康のため（十社）」を挙げている。また、十四社が「設計段階でできるだけ代替品にするよう社員に指導している」と回答していた。「この三年間に一切アスベスト建材を使

用しない方針で設計した建物があるか」という質問に対して、十一社が「現在はほとんどその方針で設計している」と答えている。

以上のようにアスベスト建材の使用に関しては、回答を寄せた半数以上の会社が控えるよう設計段階から配慮しているとしている。

いまだ不十分

作業員の安全対策

アスベスト建材を使用する場合、「法的な義務や注意事項を建設部門や下請け業者に説明しているか」については「説明している」が十二社、「説明していない」が十社であった。作業員に対する指導には防じんマス

クの着用など基本的な指導を行っている会社は十五社（六〇％）しかない、安全対策が徹底しているとは言えない。

「意外に活発な業者間の協議
しかし行政の指導は不十分」

「設計会社や建設会社どうしの協議」については、八社が「行政の動きに関する情報交換や勉強会を行っている」と答え、七社が「アスベスト建材を共同で減らしていくことを協議している」という注目すべき回答を寄せている。

「国や自治体からの調査や指導」については八社が「新築の公共建築物については代替品を使用するよう指導があった」、二社が「新築の民間建造物について代替品を使用するよう指導があった」と回答していた。「まったくない」は五社であった。いまだ行政の指導が十分ではないことがわかった。

「アスベスト建材
代替化すむ？」

八〇年度と比較して八八年度のアスベスト建材の使用量が増えているか減っているかを質問に対しては、石綿スレート、石綿セメントパーライト板、カラーコロニアル、の順で使用量が減っているという回答であった。逆に、使用量が増えているとの回答が多かった建材は、石綿けいカル板、次いで石綿パイプであった。「今後アスベスト建材の使用を減らしていくつもりか」という質問に対しては「積極的に減らしていく」が十一社、「自然に減ると思う」が十二社と、ほとんどの会社が今後アスベスト建材の使用が減る方向に向かうと答えていた。

「必要なのは使用禁止に
向けた行政のイニシアチブ」

以上は回答のあった二五社の分析結果であり、どの程度現状を反映し

ているかは明らかではない。しかし今回の結果から次のことは言えよう。代替品がなくアスベスト建材を使用している会社もあるが、他方アスベスト建材を使用しない方針の会社も半数近くあり、行政の動きに関する情報の交換や勉強、アスベスト建材を共同で減らしていく協議などを会社どうしで行っているところもある。したがって、国や自治体ももっと積極的に指導にのりだせば、さらに効果をあげることは間違いない。代替品の開発や使用などの促進のためにも、国がアスベスト建材の使用を禁止するなどの措置をとる必要がある。その意味でも、アスベストの使用禁止を掲げた「アスベスト規制法」の制定することが重要である。

前線から

北 摂

無責任きわまりない会社

「障害認定通知も見せず」

・ユニオンびじろ・

就労二日目で被

災した事実を隠

すようMさんを

説得するなど労

災隠しに走り、

ついには会社に

送付された障害

等級決定の通知を本人に見

せずじまいにしていた。M

さんは、審査請求期限を過

ぎてから決定の内容を知り、

認定された等級の低さに驚

いてユニオンびじろに相談

した。Mさんは以前新聞で

みたユニオンの記事を持つていた。

会社の不誠実な対応に加

えて、握力もなく、熟練し

た溶接作業にも将来就けな

いという実態があるにもか

かわらず非常に低い等級に

しか序せられていないとい

う労災保険上の問題がある。

今後、安全センターもユ

ニオンに協力し、Mさんの

障害の正当な評価とU社の

責任を追及していきたい。

ユニオンひ

じろは、組合

員Mさんの障

害認定の不服

審査に取り組

んでいる。八

九年一月、M

さんは、溶接工としてU社

に雇用されたにもかかわらず

ず、不慣れな一般土工とし

て就労させられた。Mさん

は安全教育を要求したがが無

視され、就労後わずか二日

目、クレーンのアームの真

下で作業中、三百キロもあ

るフックが落下し、頭は無

東 南

難治性の疼痛症で

障害七級に認定

／企業業責任追及へ／

・ユニオンとうなん・

八四年二月Tさんはガス

管工事の最中、ユニボに左

手を挟まれ、神経系統の障

害に起因する「反射性交感

神経性萎縮症」という強い

疼痛症に悩まされ、治療を

続けてきた。そのTさんに

対し所轄の阿倍野労基署は、

九〇年十一月一方的に療養

・休業補償の打切りの予告

を行ってきた。途方に暮れたTさんは、ユニオンとうなに電話相談を寄せた。

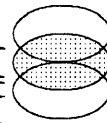
安全センターは、ユニオ

ンとともに署との話し合いを持ち、年末の打切りは撤回させ、難治性の重篤な疾病であることを踏まえ、障

害認定を行うよう申し入れた。その結果、三月三十一日、障害等級七級の決定が下りた。今後は、この決定を踏

まえ、会社に対して責任を追究していく構えである。

9名が要治療



指曲がり症自主健診から対策へ

北河内

・自治労寝屋川、大東市職

自治労寝屋川、大東市職は、給食調理員の指曲がり症の取り組みをすすめている。二月はじめ、自主健診を府本部の取り組みの一貫としておこない、三月二日、健診医の田島隆興医師を講師に招いて健診結果報告会を行った。健診結果の全体報告と各人に対する説明が行われた。寝屋川は八名、

大東は一名が要治療と判定され、その後、大東市の民間病院の協力が得られることになり、これらの人たちの治療がはじまっている。また、自主健診後も、健診希望者について、随時松浦診療所において健診をおこなっている。労組では、今後、職場での治療をすすめるために自

治労推薦の「パラフィン浴装置」の導入や職場環境改善を要求し、実現していきたいとしている。

北摂

正露丸製造工程で

皮膚炎

・北摂ユニオン大幸薬品支部

北摂ユニオン大幸薬品支部は、製品である正露丸の製造過程で使用する原料などにより発症した皮膚炎について、労災補償請求を行っている。

支部役員のTさんは、原料を混合する仕事を行っていたが、仕事をはじめてしばらくして手や背中などに湿疹が現れはじめた。会社は、そのうち慣れるから我

慢するようにとしか指示せず、Tさんは近くの皮膚科医院に受診し、労災療養補償の請求を行うことにした。

また、管轄の茨木労基署に補償請求を行うと同時に、同社の労働安全衛生法違反の事実を申告し、特に特別化学物質に指定されているフェノールを原材料中に使用している点などについて、調査、指導するよう要請した。

それを受けて労基署は、工場の調査を行い、いくつかの指導を実施したが、その後、会社は部分的に改善したものの一向に根本的な解決に向かおうとはしていない。

同支部では、数々の会社側の不当労働行為に対して地労委の闘いを進め、最近

勝利和解という一つの決着をみたが、今後の課題として安全衛生問題を正面にす

えて闘いを強化する予定である。

東南

会社側証人の課長 「労災解雇を隠せず」

・ユニオンとうなん・

ユニオンとうなんは、合皮革ロールの運搬によって、変形性脊椎症に被災、解雇された仲川君の解雇撤回闘争を行っている。ユニオンは、団交拒否を続ける(株)シムラに対し、抗議集会などと平行して地労委闘争を展開している。

四月三日、地労委第七回審問が行われた。従来から会社側は、仲川君の解雇を

で注意しただけで、一回目の解雇通告撤回後、労災による欠勤が急増したにもかかわらずまったく注意していなかったなど、遅刻欠勤の多さが解雇理由であると主張するには、あまりにも不自然な経過であることを自ら暴露してしまった。

「会社は仲川君の労災被災の事実を知って解雇した」「問題は会社側のアルバイト使い捨ての姿勢である」とのユニオンの主張の正当性は、光島課長の矛盾だらけの証言でいっそうが明らかにになった。

次回地労委の期日は五月十四日十時。会社側からかつての総務課長が証言に立つ予定である。多くの傍聴参加を呼びかけたい。

「遅刻欠勤が多かったため」と、労災による解雇であることを否認してきた。この日会社側証言に立った光島商品管理課長は、どの期間の勤務状態、他の従業員とのどのような比較を基にしたのかというユニオンからの突っ込んだ反対尋問に言葉を失い、ついには黙り込んでしまった。また、解雇通告前にも、三、四回口頭

改良型ボールペンはいかが！

けいわん対策の一助に

★ボールペンの軸をシリコンゴムでおおって太めにしたもの。従来から太軸のものは良いと言われていましたが、書き作業のときにかかる手・肩への負担軽減に効果があることが筋電計による計測によっても確かめられたとのことです。

★ご希望の方は、当センターまでお申込みください。
【定価】六〇〇円（送料実費）

太いペンほど疲れにくい

直径13・8ミリ、広島県の医師が開発

事務員らの肩・腕痛に効果

ボールペンを使う事務員らに起きている肩や腕の痛みなどを研究している広島市南区種荷町、整形外科医宇土博さん（60）がボールペンの直径が太いほど筋肉の負担が少ないことを科学的に裏付け、改良型のボールペンを作った予防効果をあげている。

ボールペンを使う事務員らに起きている肩や腕の痛みなどを研究している広島市南区種荷町、整形外科医宇土博さん（60）がボールペンの直径が太いほど筋肉の負担が少ないことを科学的に裏付け、改良型のボールペンを作った予防効果をあげている。

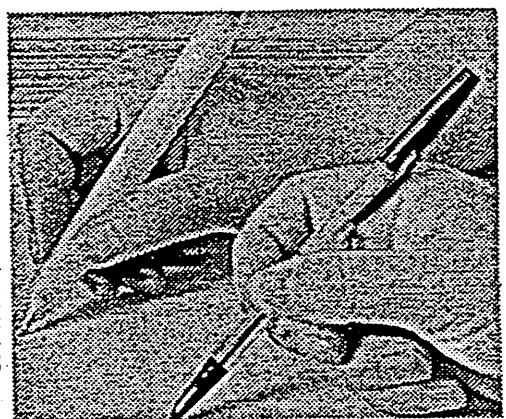
さらに患者の一人が「太いペンを持って書く」と楽にならなると言ったのをヒントにして市販の直径八・二ミリのボールペンと、軸を硬質ゴムで覆って太くした別の三本の改良型ボールペン（直径一〇・五、一一・四、一三・三）を十六人の患者に交代で使ってもらい、ボ

ールペンの直径と肩や手の筋肉にかかる力との関係を筋電計を使って調べた。

それぞれ、ボールペンを使う時にかかった力を、全体の平均値と比較すると、直径八・二ミリの平均値の一倍だった

が、一〇・五ミリの軸は〇・九八倍、一一・三ミリの軸は二・〇〇倍、一三・三ミリの軸は三・八〇倍と軸が太くなるほど小さかった。

しかし一四・三ミリの軸を使うと、〇・九七倍に上がり、太すぎても、力が入って使いにくいことが分かった。さらにペンの握り方が強いタイプの患者は一一・三ミリの軸が八・二ミリの軸を使うよりも三〇％も筋肉への負担が少なくて済み、全患者に最も適しているとの結論に達した。



宇土医師が考案した軸の直径が13・8ミリの改良型と普通サイズのボールペン

宇土医師は「これまで経験的に言われていたことをデータで裏証できた。一一・三・八ミリのボールペンを勧めて、病院や職場で既に約千本が使われている」と話している。

90.6.27
中国新聞(四)
より

土帰月来型通勤、赴任途上災害で

労働省が新通達

従来の判断基準と大して変わらぬ内容?

労働省は、週末等を利用して自宅と勤務先を往復する途上の災害と、赴任途上災害に関する業務上災害と通勤災害の認定基準を新たに定め、二月一日付けで全国に通達した。

これまで、勤務の都合上、家族とは別居している労働者が、週末に仕事のと実家へ帰り、家族と共に過ごし、月曜日の朝は実家から出勤するというような、いわゆる土帰月来型通勤の場合や、赴任途上の災害についてののは、労災補償の対象となるかどうかについて、ケースごとに判断していた。しかし、一昨年末の労災保険審議会の建議で、これらについても一定の基準で業務上災害、あるいは通勤災害として扱うべきとの提言が出され、これに従って打ち出

されたのが、基発第七四号（土帰月来型通勤）と基発七五号（赴任途上）の二つの通達である。

まず、土帰月来型通勤については、すでに公務災害認定で出されている基準では、「距離的、時間的にみて通勤可能な範囲にあり、住所を二か所に置かなければならない合理的な理由があり、かつ、土帰月来がほぼ毎週継続的に行われている場合」という条件で通勤災害扱いとされていた。今回の通達では、この基準を参考にしてさらに詳しく、「毎週一回以上の反復・継続性」と「片道三時間以内、二〇〇km以内」と条件を定めている。

赴任途上災害とは、新たに採用された労働者が、赴任前の自宅から採

用事業場へ赴く途上、又は、転勤を命ぜられた労働者が、転勤前の自宅から転勤先の事業場に赴く途上の災害で、これまで業務上外の判断の特別の基準はなかった。通達では、

「赴任先の命令の拘束性」、「事業主の旅費支給」などの条件を定めた上で業務上災害と認めることにしている。また、これに従って特別加入をしている海外派遣者の赴任途上災害についても同様に補償の対象となった。さらに、赴任のためやむえずホテルなどに一時的に宿泊する場合、ホテルを通勤災害認定における住居と認めることにしている。

二つの通達は、現行の補償の範囲を広げるものとして評価できるだろう。しかし、たとえば三時間、二〇〇kmの基準など、もともとの通勤災害の基準である「就業に關し」の判断基準によっているため、社会一般の土帰月来型通勤（東京―大阪等）は認めないことになっている。

二・五

十八年前に建設作業中の左官職人の死亡を労災として、東京府向島署の硬外心取消しを請求した。一審判決を破棄、東京府労働局長の判決を命じた。(労働省は上告せず)

三・九

静岡・清水労働基署が、ゴルフ場草払い作業による振動障害の元作業員を労災認定。

二・六

奈良県・柘植町の名阪国道でトラック四台が関連する事故。三名死亡、二名ケガ。

三・一四

愛知県大府市の国道二三号線で清掃作業中の出稼労働者三名がはねられ死亡。

二・一〇

関西電力が高浜原発2号と大飯1号の蒸気発生器七基全部を交換する方針を固める。

三・一五

広島の新交通システム建設現場で53トンの橋げた落下、車11台下敷き。作業員五名を含む一四名死亡、九名重軽傷。

二・一五

福井・美浜原発2号の蒸気発生器細管が破断、一次冷却水が大量に流れ、緊急炉心冷却装置が作動。放射能を含む蒸気、冷却水が大量放出。

三・一六

東京・立川市で45トンのくい打ち機が倒れ、住宅五棟全半壊、二名死亡。

二・二〇

新日鉄堺で下請作業員が機械に巻き込まれ死亡。ゼネラル石油製油所で灯油タンク内サビ落としたため酸欠で一名死亡、一名重体。

三・一八

三重県・四日市市の日曹油化工業で反応釜爆発、二名大やけど。

二・二二

ソフト開発で残業年千時間もしていた三才の男性が脳出血死し、遺族が会社に損害賠償を求め東京地裁に提訴。

三・二一

神奈川県・相模原市の北清掃工場建設現場でコンクリート板落下、二名死亡、一名重体。

二・二三

広島県・音戸瀬戸で水中翼船が台船と衝突、五名が重軽傷。

三・二九

日航機墜落訴訟で五二遺族がボーイング社と和解。恐怖の慰謝料加味、交通事故基準上回る。

三・五

参院農水委で労災保険の農業者の特別加入制度について補償対象の拡大等を労働省が表明。

三・三〇

西淀川公害訴訟で大阪地裁(寺崎次郎裁判長)が三億五千七百万円を支払行為による賠償責任認め、却下。自動車排ガス被害は認めず。

三・六

大阪・北区で電線工事中に電柱が折れ作業員が転落。「きんでん」作業員一名重症、一名軽傷。

三・三一

東京・世田谷の東名高速で九台玉突き事故。四台炎上、二名焼死。

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 普通1340284
 ☎550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

こころの病気の はなし



小川正明・渡辺哲雄
 (小川・渡辺診療所)

本誌に連載されていたのを冊子にまとめました。いろいろな病気の話のわかりやすく解説したものです。お手元に、職場に一冊ぜひどうぞ!

お申込みはセンターまで。

B5版 31頁 頒価400円(送料込み)

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
おわりに	精神分裂病の治療について	精神分裂病	摂食障害	境界例	ノイローゼ	ノイローゼ	てんかん	アルコール依存症	老化とこころ	老化とこころ	うつ病
30	28	26	23	21	19	16	15	13	10	7	4

(小川・渡辺診療所紹介)